

内閣参質一九三第一三四号

平成二十九年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員糸数慶子君提出米海兵隊のキャンプ・ハンセンにおける最新兵器の訓練及び流弾事件に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出米海兵隊のキャンプ・ハンセンにおける最新兵器の訓練及び流弾事件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「米海兵隊が前記実験部隊をキャンプ・ハンセンに配備したこと」に関する報道があったことは承知しているが、米軍の運用に関することであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、米軍が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいうまでもなく、米軍もこの点には十分留意して、安全面の配慮を払うとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めていると承知している。

二について

平成二十九年六月十六日時点において、キャンプ・ハンセンにおける米海兵隊の実弾射撃については、米軍から防衛省に対し、同月十二日から同月十八日までの間で、実弾射撃を実施する旨の通告がされており、また、キャンプ・ハンセンにおける米海兵隊のヘリコプターによる物資のつり下げ訓練については、防衛省で確認できる範囲においては、同年三月八日、米軍のUH-1がキャンプ・ハンセン内の着陸帯周辺

においてタイヤをつり下げた状態で飛行したものが直近であると承知している。

三について

平成二十九年四月六日及び同月十三日にキャンプ・ハンセン内の安富祖ダム工事現場において銃弾らしきものの二個が発見された事案（以下「本件事案」という。）については、同月十四日、恩納村から沖縄防衛局に連絡があつたことを受け、同日、同局は、在沖米海兵隊に対して事実関係を照会する一方、沖縄県、うるま市、金武町、宜野座村及び名護市に情報提供を行うとともに、同局職員を派遣し、現場の状況の確認を行った。また、同日、沖縄防衛局長から在沖米海兵隊基地司令官に対し、本件事案に係る原因究明等について強く申し入れたところである。

同月十七日、同局は、現地調査のためのキャンプ・ハンセン内への沖縄県の立入申請を在沖米海兵隊に送付し、同月十九日、同海兵隊から立入許可を得たことを同県に通知したところである。これを受け、同月二十一日、沖縄県及び恩納村が、同局とともに現場の状況を確認したところである。

本件事案について、米側は、発見された銃弾が米軍により発射された可能性があることを踏まえ、現在、当該銃弾が発射された場所であると推測される二か所の射撃場の使用を停止し、事実関係を調査している

と承知しており、政府としては、米側から調査結果についての情報が得られ次第、関係地方公共団体に対して丁寧に説明するなど適切に対応していく考えである。

O

O